

助成金について

各助成金の支給諸手続きは、各事業所で行って頂くことになります。

受給に関する手続等の詳細は、事業所の所在地を管轄する労働局助成金担当までお問い合わせください。

なお、「人材開発支援助成金（建設労働者技能講習コース）」については当センターで受給手続きに必要なとなる書類のご提供を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

助成金のご案内

1.人材開発支援助成金

ア) 建設労働者 技能実習コース（経費助成）（賃金助成）

イ) 人材育成支援コース

ウ) 建設労働者 認定訓練コース（賃金助成）

受給条件

1.中小の建設事業主である。

2.雇用保険料率が12.5/1000の適用を受ける事業主である。

3.雇用している雇用保険被保険者である建設労働者に受講させ、受講日のすべてにわたって賃金を支払っている。*1等

※当センターでは、申請のための書類に署名・押印などの必要な対応をさせていただきますが、

申請にあたっての受給資格や必要な書類の有無、申請の可否などの個別のことについてはお答えいたしかねます。

また、助成金の支給については各労働局またはハローワーク等の支給機関で判断されます。

従って、申請をしても支給がお約束されたものではありませんのでご注意ください。

ア) 建設労働者 技能実習コース（経費助成）（賃金助成）

種類	助成の概要	助成率及び限度額	手続き	
経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習を行う場合、登録教習機関等で行う技能実習等を受講させた場合、経費の一部を助成	雇用する雇用保険被保険者数が20人以下の場合、受講料の3/4	受講前	なし
		雇用する雇用保険被保険者数が21人以上の場合、受講料の7/10（35歳未満）・9/20（35歳以上）	受講後	講習終了日の翌日から起算して 2か月以内 に支給申請書、必要書類を管轄の労働局に提出してください。なお支給申請書は当センターで準備いたします。
賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に、賃金*1を支払い技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	雇用する雇用保険被保険者数が20人以下の場合、1人1日あたり8,550円（CCUS建設キャリアアップ°システム導入は9,405円）	受講前	なし
		雇用する雇用保険被保険者数が21人以上の場合、1人1日あたり7,600円（CCUS建設キャリアアップ°システム導入は8,360円）	受講後	講習終了日の翌日から起算して 2か月以内 に支給申請書、必要書類を管轄の労働局に提出してください。なお支給申請書は当センターで準備いたします。

対象となる講習

- ・ 足場の組立等作業主任者技能講習
- ・ 足場の組立て等特別教育
- ・ 巻き上げ機運転特別教育
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ・ 自由研削砥石取替作業者特別教育
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ・ 石綿取扱い作業従事者特別教育

受給額の一例	受講料(税込)	受講日数	助成額		
			経費助成	賃金助成	合計
・ 経費助成は受講料4分の3 (75%) *2					
・ 賃金助成は 8,550円×受講日数					
足場の組立て等作業主任者技能講習	14,000円	2日	10,500円	17,100円	27,600円
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別	9,000円	1日	6,750円	8,550円	15,300円
足場の組立て等の業務に係る特別教育	9,000円	1日	6,750円	8,550円	15,300円

*1通常の賃金に加え、労働基準法に定める割増賃金を支払う場合には、所定の割増をした賃金

*2 雇用する雇用保険被保険者数が20人以下で事業主が受講料の金額を負担している（生産性を満たさない場合）被保険者が21人以上の事業主の場合の経費助成額は、受講者が35歳未満で7/10、35歳以上で9/20となります。

イ) 人材育成支援コース

※人材育成支援コースの支給を受けた場合、ウ) 人材開発支援助成金 建設労働者認定訓練コース（賃金助成）を申請することができます。

(1) 助成の概要

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、労働者に適用した際に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

(2) 問い合わせ先

受給のための手続きは、事業所の所在地を管轄する労働局で行います。

ご不明な点及び手続きなどの詳細については、管轄の労働局までお問い合わせください。

ウ) 建設労働者 認定訓練コース（賃金助成）

※人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給を受けている事が前提条件です。

種類	助成の概要	助成率及び 限度額	手続き	
賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	対象の建設労働者1人1日当たり 3,800円	受講後	講習終了日の翌日から起算して 2ヶ月以内 に支給申請書、必要書類を管轄の労働局に提出してください。

[問い合わせ先] オフィス イワカワ 担当：岩川 勇樹

TEL.093-863-0555

携帯.080-6286-4793

E-Mail:iwakawa@anzen-ansin.biz